

利用者みなさまへ

ー令和8年度福祉タクシー利用助成券のしおりー

この事業は、心身に重度の障害（身体障害者手帳1・2級、3級の内部障害、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級）がある方および高齢者（65歳以上の方で構成されている世帯の75歳以上の方）に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、社会参加の促進、通院費用の負担軽減等福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

つきましては、次の事項を守り利用助成券を有効に活用されますようご案内いたします。

記

1. 利用券の取り扱いについて（福祉タクシー利用助成券に掲載してあります）

- ① 利用助成券を第三者に譲渡、または貸与することはできません。（本人乗車の場合のみ有効）
- ② 利用助成券を使用する場合は、本人確認のため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を必要に応じてタクシーの乗務員に提示すること。
- ③ 利用助成券は乗車前に自分で切り離さないで乗務員に渡すこと。
- ④ 乗車1回に使用できる助成券の枚数は、
 - ・ 市内から市内への乗車の場合、利用助成券2枚（400円）までの使用とする。
 - ・ 市外から市外への乗車の場合、利用助成券2枚（400円）までの使用とする。
 - ・ 市内から市外への乗車の場合、利用助成券5枚（1000円）までの使用とする。
 - ・ 市外から市内への乗車の場合、利用助成券5枚（1000円）までの使用とする。（これを超える料金は自己負担となります。）
- ⑤ 万一紛失や盗難にあっても再発行はいたしません。

2. 対象者から外れる場合には、利用助成券を返還してください。

- ① 施設入所した場合。
- ② 他市町に転出した場合。
- ③ 利用助成券が不要になったとき。

*** お問い合わせ先 ***

障害タクシー：社会福祉課

電話 61-1185

高齢タクシー：介護支援課

電話 63-2151

裏面に角田市福祉タクシー委託会社を掲載していますのでご覧ください。

角田市福祉タクシー委託契約会社一覧

《 角田市 》	
伊具タクシー	62-1513
草間タクシー	62-2037
角田市デマンド型乗合タクシー	0120-464950
《 丸森町 》	
山正タクシー	79-2022
《 大河原町 》	
仙南観光タクシー	52-2063
中央タクシー	52-2776
《 柴田町 》	
柴田稻荷タクシー	54-1430
新盛堂タクシー	54-1038
《 山元町 》	
はぎのタクシー	0223-37-0505
山元タクシー	0223-37-0042
(有)ワカバタクシー	0223-37-1100
《 亶理町 》	
マルワタクシー	0223-34-1300
常南タクシー	0223-35-3111
《 岩沼市 》	
きくやタクシー	0223-22-2727
稻荷タクシー	0570-06-5151
《 名取市 》	
名取交通	022-382-1456
増田タクシー	022-382-3036
なとり川交通	0120-03-6877
《 白石市 》	
菊地タクシー	0224-26-3121
白石タクシー	0224-26-2154
《 介護タクシー 》	
渡辺介護タクシー	080-5557-7798
うるとら介護タクシー	0224-24-2236
介護タクシーひまわり	0224-63-4323
こまの介護タクシー	090-6852-8857
介護タクシー笑(えみ)	070-2010-1208
介護タクシーこむろ	090-9807-4075
はあとふる介護タクシー	0800-800-0611
介護タクシーオハナ	0224-87-8908